

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査結果 (平成15年度)

■立入検査の目的

医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査により、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を良質かつ、適切な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。

○医療法（抄）

第二十五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～6（略）

■医師の配置標準適合率(地域別)

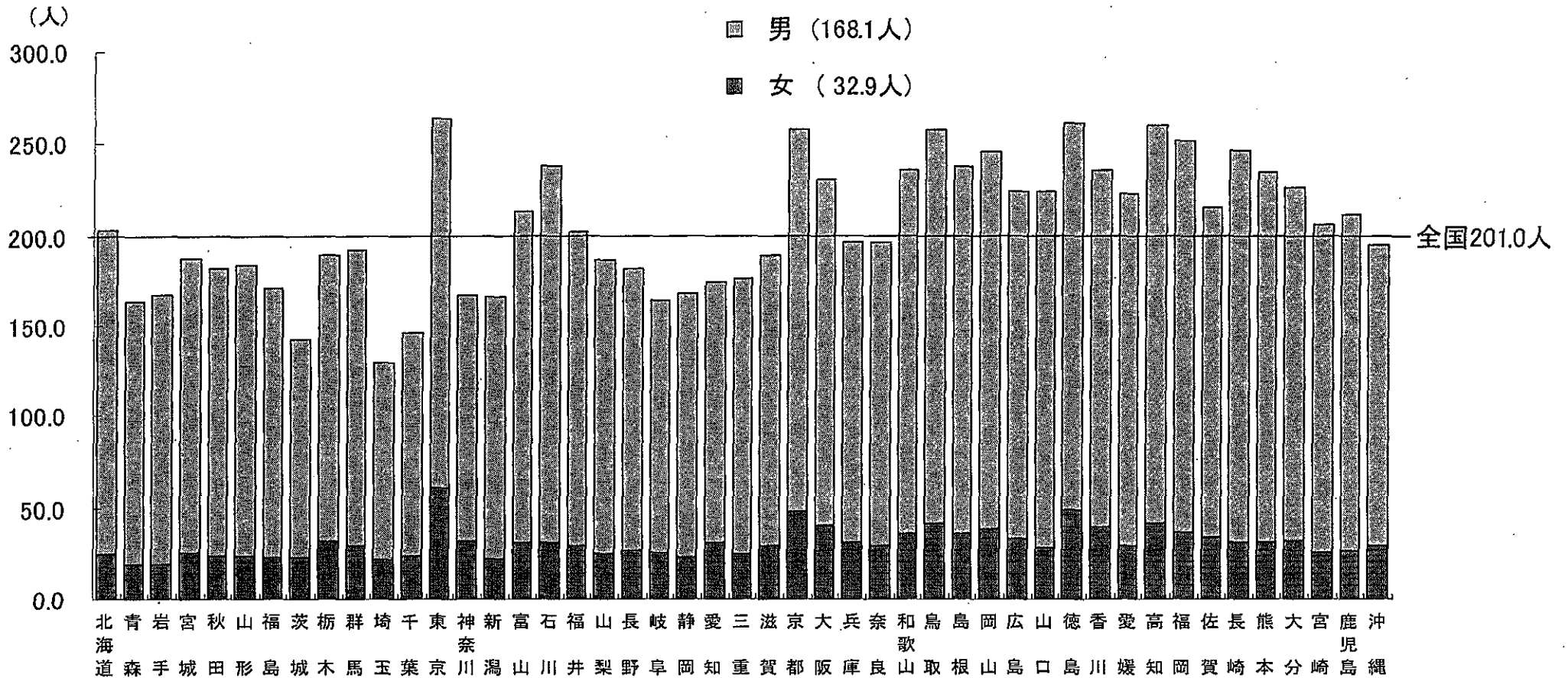
地 域		全国	北海道 東北	関東	北陸 甲信越	東海	近畿	中国	四国	九州
適 合 率	15年度	81.3	57.2	87.1	75.1	86.2	93.8	82.0	79.9	84.4
	14年度	75.0	52.0	79.1	67.1	79.3	89.5	74.1	74.0	79.0
	増減数	6.3	5.2	8.0	8.0	6.9	4.3	7.9	5.9	5.4
全国との差			▲24.1	5.8	▲6.2	4.9	12.5	0.7	▲1.4	3.1

※「東海」は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県を、「近畿」は三重県を除く近畿を、九州には沖縄県を含む。

■職種別の配置標準適合率

医師： 81.3%（前年度 75.0%）
 看護師： 98.8%（前年度 98.3%）
 薬剤師： 88.0%（前年度 84.1%）

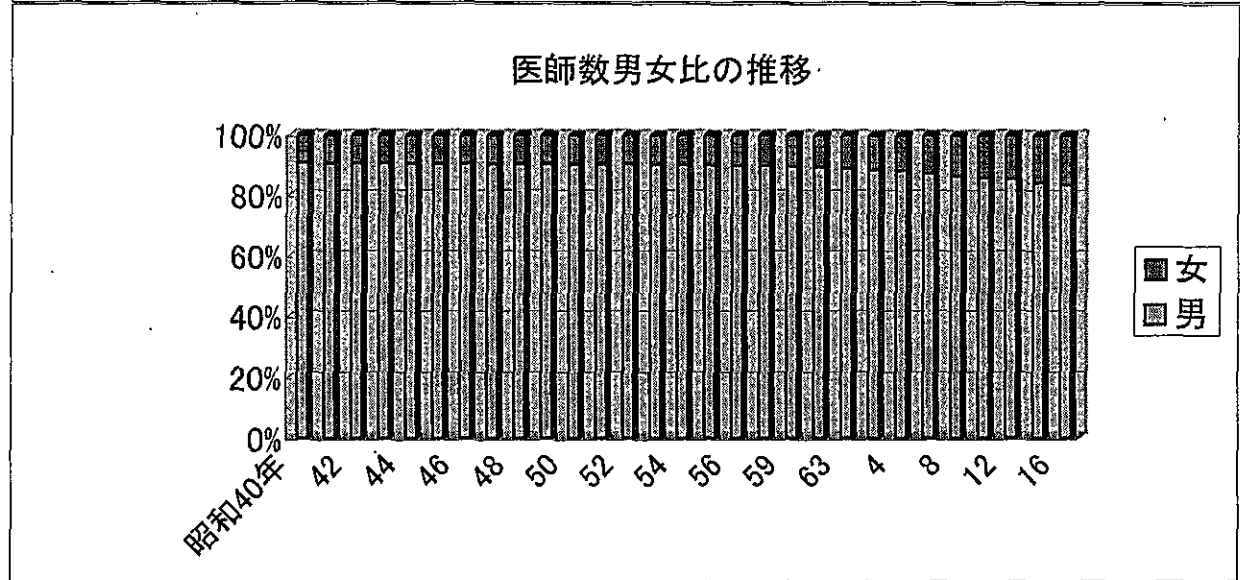
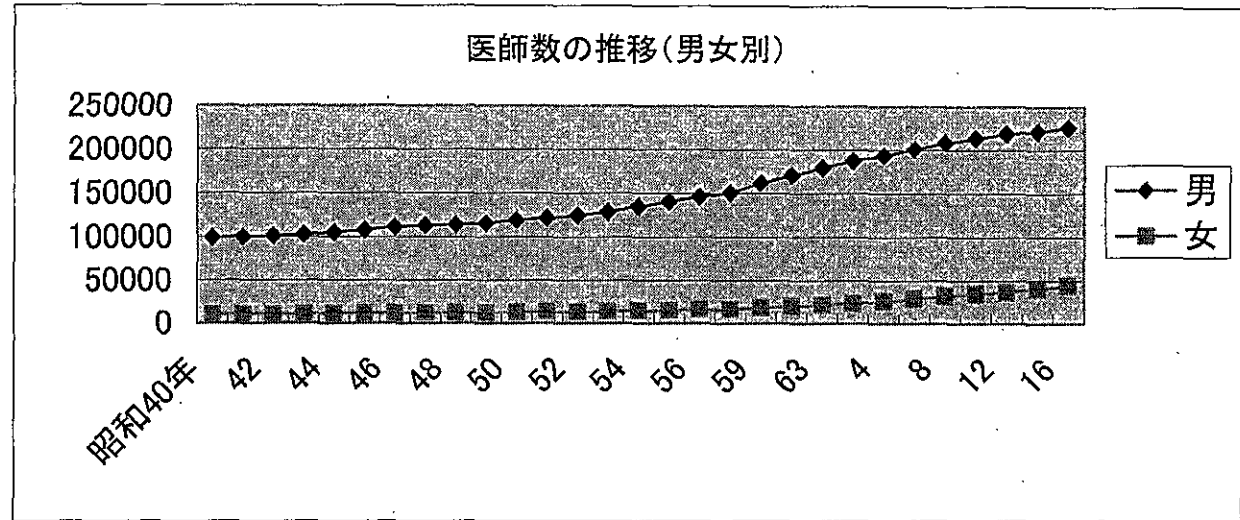
都道府県(従業地)別にみた医療施設に従事する人口10万人対医師数



平成16年 医師・歯科医師・薬剤師調査
平成16(2004)年12月31日現在

1. 医師数の年次推移(男女別)

	男	女
昭和40年	99241	10128
41	100453	10306
42	101234	10423
43	102955	10675
44	105033	10941
45	107671	11319
46	111345	11833
47	113217	12085
48	114160	12167
49	115975	12480
50	119504	12975
51	121783	13151
52	124884	13432
53	128936	14048
54	135306	14923
55	140576	15659
56	146301	16581
57	150747	17205
59	162247	18854
61	171015	20331
63	179532	22126
平成2年	187538	24259
4	193589	26115
6	201244	29275
8	208649	32259
10	213603	35008
12	218940	36852
14	221548	41139
16	225743	44628



厚生労働省大臣官房統計情報部
 医師・歯科医師・薬剤師調査より

2. 医師国家試験合格者の男女比

